

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2023 年 4 月 3 日

株式会社アカツキ

2023年4月3日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都品川区上大崎二丁目 13 番 30
号
oak meguro 8 階
株式会社アカツキ
代表取締役社長 香田 哲朗

当社は、株式会社アカツキライブエンターテインメント（以下「消滅会社」といいます。）との間で2023年2月10日付にて締結した合併契約書に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、消滅会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2023年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、会社法第785条及び第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 株主の差止請求手続

会社法第784条の2の規定に基づき、消滅会社に対して本合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

消滅会社の株主は消滅会社の特別支配会社である当社のみであるため、会社法第785条の規定に基づく手続について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続

消滅会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、会社法第 787 条の規定に基づく手続について、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述手続

消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 2 月 10 日付の官報及び同日付の日刊工業新聞により、債権者に対して合併に対する異議申述公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求手続

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく手続について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号の規定に基づき、2023 年 2 月 10 日付の電子公告により、株主に対して公告を行いました。なお、本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求をすることはできません。

(3) 債権者の異議申述手続

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 2 月 10 日付の官報及び同日付の電子公告により、債権者に対して合併に対する異議申述公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から継承した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日をもって、消滅会社の資産、負債及びその他権利義務一切を承継しました。本合併に際して当社が消滅会社から承継した資産及び負債の額は、それ

ぞれ金 243 百万円（概算値）及び金 3,394 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第 200 号第 5 号）

本合併に係る消滅会社の事前開示書面は、別紙のとおりです。

6. 吸収合併による変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2023 年 4 月 3 日（予定）

7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、合併契約について株主総会の決議による承認を受けずに本合併を行いました。が、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本合併に反対する旨を通知した株主の有する株式の数は、会社法施行規則第 197 条に定める数を下回っていました。

以上

別紙 消滅会社の事前開示書面

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2023 年 2 月 10 日

株式会社アカツキライブエンターテインメント

2023年2月10日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都品川区上大崎二丁目13番30号
株式会社アカツキライブエンターテインメント
代表取締役 香田 哲朗

当社は、株式会社アカツキ（本店所在地：東京都品川区上大崎二丁目13番30号 oak meguro 8階。以下「存続会社」といいます。）との間で2023年2月10日付にて締結した合併契約書（その後の変更を含みます。）に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、存続会社を吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことにしました。

本合併に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

2023年2月10日付合併契約書の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社が存続会社の完全子会社であることから、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。なお、当社には存続会社以外の株主は存在しないため、会社法施行規則第182条第3項第3号に掲げる事項に該当事項はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 1 号）

(i) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

存続会社の最終事業年度（自 2021 年 4 月 1 日至 2022 年 3 月 31 日）に係る計算書類等の内容は、別紙 2 のとおりです。

(ii) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

存続会社の 2022 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は金 45,521 百万円、負債の額は金 7,894 百万円、当社の同日現在の貸借対照表における資産の額は金 556 百万円、負債の額は金 3,695 百万円です。当社は債務超過となっておりますが、存続会社は当該債務超過額相当額の貸倒引当金を計上しており、本合併の際に貸倒引当金を戻し入れることから、合併差損は発生しないものと判断しております。

また、本合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

よって、本合併の効力発生日以後における存続会社の債務について、履行の見込みがあると判断しております。

以上

合併契約書

株式会社アカツキ（以下「甲」という。）及び株式会社アカツキライブエンターテインメント（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

甲（吸収合併存続会社）：

（商号） 株式会社アカツキ

（住所） 東京都品川区上大崎二丁目 13 番 30 号 oak meguro 8 階

乙（吸収合併消滅会社）：

（商号） 株式会社アカツキライブエンターテインメント

（住所） 東京都品川区上大崎二丁目 13 番 30 号

第 2 条（吸収合併）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）をする。

第 3 条（合併対価）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際し、乙の株主に対して株式その他の金銭等の合併対価を交付しない。

第 4 条（甲の資本金及び準備金）

本合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第 5 条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2023 年 4 月 1 日とする。但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は、合意の上、これを変更することができる。

第 6 条（合併契約の承認）

甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、それぞれ本契約について株主総会の承認を得ずに本合併を行うものとする。

第 7 条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、甲若しくは乙の資産・経営状態に重大な変更が生じたとき又は本合併の手續を阻害する重大な事態が生じたときは、甲及び乙は、合意の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに本合併の実行に必要な日本国の法令に基づく関係官庁等の承認又は許認可等（もしあれば）が得られない場合は、その効力を失うもの

とする。

第9条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は、日本法を準拠法とし、本契約に関連する当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 2 月 10 日

甲： 東京都品川区上大崎二丁目 13 番 30 号 oak meguro 8 階
株式会社アツキ
代表取締役社長 香田 哲朗

DocuSigned by:
香田哲朗
478EC884B25944D...

乙： 東京都品川区上大崎二丁目 13 番 30 号
株式会社アカツキライブエンターテインメント
代表取締役 香田 哲朗

DocuSigned by:
香田 哲朗
BB3E8464A3264F4...

別紙2 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第12期 2022年3月31日現在	科目	第12期 2022年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	30,896	流動負債	3,694
現金及び預金	24,619	買掛金	1,165
売掛金	4,686	1年内返済予定の長期借入金	8
契約資産	534	未払金	840
前払費用	479	未払費用	60
その他	575	未払法人税等	739
固定資産	14,625	契約負債	371
有形固定資産	484	預り金	112
建物	387	賞与引当金	195
車両運搬具	1	株式給付引当金	194
工具、器具及び備品	94	その他	5
無形固定資産	78	固定負債	4,200
ソフトウェア	77	社債	2,000
その他	0	長期借入金	2,200
投資その他の資産	14,062	負債合計	7,894
投資有価証券	9,991	純資産の部	
関係会社株式	1,435	株主資本	37,437
出資金	96	資本金	2,773
関係会社出資金	180	資本剰余金	2,772
長期貸付金	4,625	資本準備金	2,772
長期前払費用	72	利益剰余金	33,953
繰延税金資産	351	その他利益剰余金	33,953
その他	542	繰越利益剰余金	33,953
貸倒引当金	△3,233	自己株式	△2,061
資産合計	45,521	評価・換算差額等	161
		その他有価証券評価差額金	161
		新株予約権	27
		純資産合計	37,627
		負債及び純資産合計	45,521

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第12期
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	25,760
売上原価	11,299
売上総利益	14,461
販売費及び一般管理費	7,158
営業利益	7,303
営業外収益	268
受取利息	26
為替差益	76
投資事業組合運用益	58
貸倒引当金戻入益	100
その他	6
営業外費用	52
支払利息	10
社債利息	8
支払手数料	14
出資金運用損	17
その他	0
経常利益	7,519
特別利益	533
投資有価証券売却益	511
関係会社株式売却益	22
特別損失	1,095
固定資産除却損	60
関係会社株式評価損	230
投資有価証券評価損	720
事業譲渡損	5
和解金	77
税引前当期純利益	6,957
法人税、住民税及び事業税	2,053
法人税等調整額	△18
当期純利益	4,922

株主資本等変動計算書

第12期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,765	2,764	2,764	30,136	30,136	△268	35,397
当期変動額							
新株の発行	8	8	8				16
剰余金の配当				△1,105	△1,105		△1,105
当期純利益				4,922	4,922		4,922
自己株式の取得						△2,137	△2,137
自己株式の処分						344	344
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							-
当期変動額合計	8	8	8	3,816	3,816	△1,792	2,040
当期末残高	2,773	2,772	2,772	33,953	33,953	△2,061	37,437

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	46	46	29	35,473
当期変動額				
新株の発行				16
剰余金の配当				△1,105
当期純利益				4,922
自己株式の取得				△2,137
自己株式の処分				344
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	114	114	△1	113
当期変動額合計	114	114	△1	2,154
当期末残高	161	161	27	37,627

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
- 市場価格のない株式等以外のもの 事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～38年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2年～15年

② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ・市場販売目的のソフトウェア
見込販売有効期間（2年）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業であるゲーム事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(ゲーム事業)

当社の主たる事業であるゲーム事業は、当社又は他社が配信したゲームにおいて、ユーザーがゲーム内で課金を行い、課金により獲得したゲーム内通貨を利用（消費）してゲーム内で使用するアイテムやキャラクター等を取得しており、当社又は他社によるアイテムやキャラクター等のユーザーへの引渡しを履行義務としております。

当該履行義務は、ユーザーがゲーム内通貨を利用（消費）してアイテムやキャラクター等を取得した時点において、財又はサービスが移転するため、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費
支出時に全額費用処理しております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価に与える影響は軽微であり、販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また利益剰余金の当期首残高に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当事業年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

(1) 投資有価証券の評価

イ、当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券	9,991 百万円
関係会社株式	1,435 百万円

ロ、識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一です。

4. 追加情報

「連結計算書類 連結注記表 5. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 279 百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	88 百万円
② 長期金銭債権	4,635 百万円
③ 短期金銭債務	267 百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	270 百万円
仕入高	1,524 百万円
販売費及び一般管理費	48 百万円
営業取引以外の取引高	30 百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	60,184株	603,236株	82,856株	580,564株

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得500,000株、株式給付信託(J-ESOP)による買い付け103,100株及び単元未満株式の買取り136株による増加であります。
2. 自己株式の減少82,856株は、株式給付信託(J-ESOP)からの株式給付による減少であります。
3. 自己株式の株式数には、株式給付信託(J-ESOP)により信託口が保有する当社株式(当事業年度期首59,761株、当事業年度末80,005株)が含まれております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	55百万円
賞与引当金	59百万円
株式給付引当金	59百万円
貸倒引当金	990百万円
減価償却超過額	79百万円
投資有価証券	647百万円
関係会社株式	494百万円
その他	155百万円
繰延税金資産小計	2,541百万円
評価性引当額	△2,189百万円
繰延税金資産の純額	351百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社アカツキライブエンターテインメント	(所有) 直接100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1、2)	—	長期貸付金	3,660
子会社	AKATSUKI INVESTMENT SINGAPORE PTE. LTD.	(所有) 直接100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注1)	775	長期貸付金	775

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 長期貸付金に対し、3,209百万円の貸倒引当金を計上しております。

10. 収益認識に関する注記

連結計算書類の「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,781円52銭
- (2) 1株当たり当期純利益 361円74銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、株式給付信託(J-ESOP)により信託口が保有する当社株式(当事業年度末80,005株、期中平均株式数67,940株)を控除して算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2022年1月31日開催の取締役会において、当社のゲーム事業を会社分割(簡易吸収分割)により、株式会社アカツキゲームスに承継させることを決議及び同日付で吸収分割契約を締結し、2022年4月1日を効力発生日として、会社分割を実施いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 11. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

す。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。